

## 公益財団法人高知県文化財団文化事業助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知県文化財団（以下「財団」という。）が県内文化の振興発展に資するため、団体、個人が行う芸術文化事業に対して、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (交 付)

第2条 財団は、高知県内に事務所または活動拠点を有し、芸術文化活動を行う団体、個人が行う事業で、この要綱に定めるところにより適当と認められるものに対して助成金を交付する。

### (対象事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、下記の要件すべてに適合するものとする。

- (1) 高知県内又は県外で行われる音楽、演劇、映像、美術、古典芸能、民俗芸能、文学等に関する事業で、企画性、創造性が高く、また人材の育成やネットワーク形成につながるなど、将来的に高知県の芸術文化の継承・発展に寄与すると認められるもの
- (2) 興行その他専ら営利、宣伝を目的としないもの
- (3) 特定の政治又は宗教活動を目的としないもの
- (4) 明確な会計経理の実施・報告ができること
- (5) ポスター、チラシ、パンフレット、看板等に財団の助成事業である旨を表示すること

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該事業の経費のうち主催者の人件費等固定的、恒常的な経費その他事業に直接要しない経費を除いた経費から、入場料等事業実施に伴う収入、補助金、助成金、プログラム売上等を差し引いた金額（対象経費）の範囲内で、助成の必要性、効果等を勘案して決定する。

2 助成金の助成率、限度額については、次に定めるとおりとする。

- (1) 助成率は対象経費の3分の2以内とする。
- (2) 助成金の限度額は、50万円とする。

### (申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、交付申請書（第1号様式）に収支予算書（第2号様式）その他必要な書類を添えて、所定の期日までに、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

### (交付可否の通知)

第6条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、助成金の交付の

可否を決定し申請者に通知書（第3号様式又は第4号様式）により通知する。ただし、当該申請をしたものが別紙に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

#### (審査会)

第7条 助成金の交付の決定にあたっては、必要に応じ審査会を開催し、審査を行う。

- 2 審査会は、理事長及び理事長が任命する10人以内の委員をもって構成する。
- 3 審査会は、理事長が招集し、その議長となる。

#### (事業の変更等)

第8条 交付の決定を受けたもの（以下「事業者」という。）が、当該事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）には、速やかに助成事業変更承認申請書（第5号様式）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。なお、変更内容によっては、助成金額について見直しを行う。

- 2 事業者が、事業を中止しようとするときは、事業中止届出書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

#### (実施報告)

第9条 事業者は、助成事業実施報告書（第7号様式）に収支決算書（第8号様式）を添えて、事業終了後1ヶ月以内、ただし3月10日以降に完了する事業については翌年度4月10日までに理事長に提出しなければならない。

#### (助成金の額の確定及び通知)

第10条 理事長は、前条の実施報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付決定額の範囲内で交付額を確定し、確定通知書（第9号様式）により事業者に通知する。

#### (助成金の請求)

第11条 事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に請求書（第10号様式）を理事長に提出するものとする。

#### (助成金の交付)

第12条 理事長は、前条に規定する請求書を受け取ったときは、事業者に対し助成金を交付する。

#### (助成金の返還)

第13条 次の場合には、交付決定の取り消し及び助成金の全部又は一部を返還させる場合がある。

- (1) 申請内容に虚偽があることが判明したとき

- (2) 活動の実施、継続が困難と理事長が判断したとき
- (3) 実施報告内容に虚偽があることが判明したとき
- (4) 正当な理由なしに証拠書類等が所定の期間（当該事業の完了後5年間）、保存されていないとき

(情報の開示)

第14条 助成事業又は助成事業者に関して、公益財団法人高知県文化財団情報公開規程に基づく開示請求があった場合は、同規程第4条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則 この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成13年4月1日から施行する

附則 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成18年1月1日から施行する。

附則 この要綱は平成19年11月1日から施行する。

附則 この要綱は平成24年2月1日から施行する。

附則 この要綱は公益財団法人高知県文化財団の設立の登記の日から施行する。

附則 この要綱は平成25年1月22日から施行する。

附則 この要綱は令和2年10月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年11月1日から施行する。

## 別紙（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

年度（公財）高知県文化財団 文化事業助成金  
 交付申請書

年 月 日

公益財団法人 高知県文化財団  
 理事長 様

公益財団法人高知県文化財団文化事業助成金交付要綱に基づき、助成金の交付を収支予算書を添えて申請します。なお、本件の助成が決定した場合は、事業名・団体名など個人情報を一般公開することに同意します。

団 体 名  
 団体所在地

代表者住所  
 代表者氏名

希望交付申請額			
事 業 名			
開 催 期 日			
開 催 場 所			
対 象 者		入場者見込数	
入 場 料			
連 絡 先	〒 ー		
	TEL	FAX	
	携帯電話番号	Mail	
内 容 等			
後援・協賛団体 (予定可)			
必要な添付書類 *該当に○をお願いします。	・文化団体規約、概要書等 ・過去の公演・展覧会等のプログラム ・事業内容のわかる資料、企画書等 (その他)		

■申請において得た個人情報は、助成の可否の通知等、本申請に関する業務以外では使用いたしません。

(様式1)

<p>企 画 書</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆企画のねらい、特徴、達成したい目標 等</li><li>◆プログラムの内容（参加出演者・芸術家名等を含む）</li></ul>

(様式2)

# 文化団体概要書

団体名		設立年月日	
所在地	〒 -	TEL	
代表者氏名			
設立目的			
活動実績			
組織図及び団体名簿			

## 収 支 予 算 書

	項 目	予 算 額	説 明
収    入	入 場 料 収 入		
	補 助 金 ・ 助 成 金 ( 予 定 含 む )		※高知県文化財団以外の助成金名・金額の内訳をご記入ください。
	プ ロ グ ラ ム 等 売 上		
	広 告 料 収 入		
	そ の 他		※上記以外に収入がある場合。（寄付や協賛金もここにご記入ください。）
	自 己 負 担 金		
	高知県文化財団助成金		
合 計			
支    出			
合 計			

※支出の項目は各団体等の経理区分でご記入ください。（ご不明な場合はご連絡ください。）

上記のとおり相違ありません。

年      月      日      団 体 名  
    団 体 所 在 地  
    代 表 者 住 所  
    代 表 者 氏 名

様

公益財団法人 高知県文化財団  
理事長

年度高知県文化財団文化事業助成金の交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のありました事業につきましては、下記のとおり助成金を交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 助成の対象事業
- 2 助成金交付決定額 円
- 3 ポスター・チラシ等に（公財）高知県文化財団から助成を受ける旨を必ず明記してください。
- 4 事業計画の変更等  
交付決定後、事業計画の内容を変更しようとする場合（軽微な変更は除く）、又は中止しようとする場合は、公益財団法人高知県文化財団文化事業助成金交付要綱第8条に規定する変更承認の申請若しくは事業中止の届出をしてください。
- 5 事業実施報告書の提出  
事業終了後1ヶ月以内に、同要綱第9条に規定する助成事業実施報告書及び収支決算書を必ず提出してください。
- 6 収支計算の結果、助成対象経費が申請時より減少した場合、助成決定額が減額変更となる場合があります。
- 7 申請内容に虚偽があった、事業継続実施が困難になった、実施報告書に虚偽があった、正当な理由なく証拠書類等が所定の期間保存されていない等のことが判明した場合、交付決定の取り消し、助成金の全額又は一部を返還していただく場合があります。
- 8 当財団が助成申請において得た個人情報等は助成の可否の通知等、本申請に関する業務以外では使用いたしません。助成交付決定者に関する情報は一般公開いたしません。

第4号様式（第6条関係）

高文第 号  
年 月 日

（不採択団体・代表者） 様

公益財団法人高知県文化財団 理事長

年度高知県文化財団文化事業助成金交付申請書の審査結果について（通知）

先に提出のありました下記の助成金交付申請書に係る事業については、審査の結果、誠に残念ながら、不採択となりましたので、お知らせいたします。

記

事業名：

第5号様式（第8条関係）

年度（公財）高知県文化財団 文化事業助成金

## 助成事業変更承認申請書

年 月 日

公益財団法人高知県文化財団  
理事長 様

年 月 日付け 高文第 号で助成金の交付決定のありました  
事業について下記のとおり計画変更をしたいので承認を申請します。

団 体 名

団体所在地

代表者住所

代表者氏名

事業名	
実施予定日	
変更理由	
変更内容	



第6号様式（第8条関係）

年度（公財）高知県文化財団 文化事業助成金

## 事業中止届出書

年 月 日

公益財団法人高知県文化財団

理事長 様

年 月 日付け 高文第 号で助成金の交付決定のありました事業について下記のとおり中止としたいので届出します。

団 体 名

団体所在地

代表者住所

代表者氏名

事業名	
実施予定日	
中止の理由	

第7号様式（第9条関係）

年度（公財）高知県文化財団 文化事業助成金

### 助成事業実施報告書

年 月 日

公益財団法人 高知県文化財団

理事長 様

年 月 日付け 高文第 号で助成金交付決定のありました事業を完了したので収支決算書を添えて報告します。

団 体 名

団体所在地

代表者住所

代表者氏名

事 業 名	
開 催 期 日	
開 催 場 所	
入 場 料	
入 場 者 数	有料入場者数 名 内訳
	招待入場者数 名
	合 計 名
出 演 者 又 は 出 品 者 等	
内 容 及 び 成 果	
そ の 他 の 後 援 ・ 協 賛 団 体	
添 付 書 類 等	※該当のものに○印をおねがいします。 ・チラシ ・ポスター ・パンフレット ・チケット ・事業実績を示す写真 ・その他（ ）

事業の成果	<ul style="list-style-type: none"><li>◆事業内容の特徴（企画・創造性など）</li><li>◆プログラムの内容（参加出演の芸術家名等を含めご記入ください）</li><li>◆この企画により達成した目標等</li><li>◆今後の発展性や目標等</li></ul> <p>※この枠内にまとめてご記入ください。</p>
-------	--

## 収 支 決 算 書

	項 目	決 算 額	説 明
収    入	入 場 料 収 入		
	補 助 金 ・ 助 成 金		※高知県文化財団以外の助成金名・金額の内訳をご記入ください。
	プ ロ グ ラ ム 等 売 上		
	広 告 料 収 入		
	そ の 他		※上記以外に収入がある場合。（寄付や協賛金もここにご記入ください。）
	自 己 負 担 金		
	高知県文化財団助成金		
合 計			
支    出			
合 計			

※支出の項目は各団体等の経理区分でご記入ください。（ご不明な場合はご連絡ください。）

上記のとおり相違ありません。

年      月      日      団 体 名  
                                  団 体 所 在 地  
                                  代 表 者 住 所  
                                  代 表 者 氏 名

高文第 号  
年 月 日

様

公益財団法人高知県文化財団  
理事長

年度高知県文化財団文化事業助成金の額の確定について（通知）

年 月 日付けの助成事業実施報告書に基づき、助成金額を下記のとおり  
確定しましたので通知します。

記

- 1 助成の対象事業
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 請求書の送付 この通知を受けた日から、10日以内に請求書を提出してください。

第 10 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

公益財団法人高知県文化財団  
理事長 様

団 体 名  
団体所在地

代表者住所  
代表者氏名

## 請 求 書

年 月 日付け 高文第 号で確定通知のありました、 年度  
公益財団法人高知県文化財団文化事業助成金を交付されるよう請求します。

請求額 金 円

振込先

金融機関名	銀行 支店		
種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

\* 請求額は助成金交付決定額の金額を記載してください。

\* フリガナは必ずご記入ください。